

2021年4月
山ノ内保育園

感染症予防の登園停止基準と登園届提出についてのお願い

子ども達が日々健康にと願いつつもいろいろな病気にかかる事もあり、登園には気をつけて頂いていることと
思います。感染された場合は、登園停止期間の基準を守っていただき、集団生活における予防の為、別紙の「登
園届」を提出していただきたいと思います。

○登園停止が必要な感染症と登園停止の基準

分類	病名	登園(校)停止期間のめやす
第一種	急性肺白髄炎(ポリオ)、ジフテリア等	治療するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後、5日を経過しかつ解熱した後、3日を経過するまで (解熱した当日は入れない)
	百日咳	特有な咳が消失するまで
	麻疹	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹がなくなるまで
	水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭熱、結膜炎などの主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	眼症状が改善し、医師により感染のおそれがないと認められるまで

○条件によっては登園停止の措置が必要と考えられる感染症

- ・溶連菌感染症
- ・ウイルス性肝炎
- ・手足口病、ヘルパンギーナ
- ・伝染性紅斑
- ・マイコプラズマ感染症
- ・流行性嘔吐下痢症
- ・サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症
- ・急性細気管支炎(RSウイルス感染症)
- ・EBウイルス感染症、サイトメガロウイルス感染症
- ・単純ヘルペス感染症
- ・帯状疱疹
- ・突発性発しん
- ・感染性胃腸炎

○家族の方が感染症にかかられた場合、インターホンで対応します。